

おむつ支給事業(介護用品支給事業)調査結果

参考資料⑥

自治体名	富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市
家族介護支援事業としての介護用品の助成の有無	地域支援事業としては実施していない ※市単独事業として実施(一般会計)	実施している	実施している	実施している	実施している	実施している	実施している	実施している
事業名		高岡市在宅高齢者おむつ等支給事業	魚津市おむつ等介護用品支給事業	① 氷見市家族介護用品支給事業 ② 氷見市紙おむつ支給事業	滑川市在宅高齢者等介護用品支給事業	黒部市寝たきり老人等紙おむつ支給事業	① 砺波市おむつ支給事業 ② 砺波市介護用品の支給事業	小矢部市おむつ支給事業
対象者		寝たきり又は認知症で、常時おむつを使用している65歳以上の在宅高齢者で、介護保険で要介護1以上に認定された住民税非課税世帯の方	在宅で生活している者で ① 介護保険の要介護状態区分が要介護3以上に認定された者 ② 1級及び2級の身体障害者手帳を所持する者	在宅で生活している者で ① 介護保険の要介護状態区分が要介護4以上に認定され、住民税非課税の世帯に属する者 ② ねたきり高齢者、認知症高齢者もしくはは重度身体障害者で、一定の所得制限あり	在宅で生活している者で ① 介護保険の要介護状態区分が要介護3以上に認定された者 ② 1級及び2級の身体障害者手帳を所持する者	① 在宅のおおむね65歳以上の寝たきり高齢者及び認知症高齢者で、介護保険法に規定する要介護被保険者のうち要介護3以上と認定された者 ② 在宅の身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A及び精神保健福祉手帳1級を所持する者で、常時紙おむつが必要であると市長が認めた者	① 市内に住所を有し、かつ在宅で次のいずれかに該当する方 1.障害老人の日常生活自立度B2以上、又は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の65歳以上の方 2.身体障害者手帳1級又は2級の重度身体障害者 3.療育手帳Aの重度知的障害者 ② 市内に居住し、在宅で生活している方のうち、次のいずれにも該当する方 1.65歳以上のひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯で、住民税非課税世帯 2.要介護4以上の認定を受けている	(1)本市に引き続き1年以上居住し、要介護1以上の住民税非課税で常時おむつを使用している在宅の者。 (2)市内に居住する65歳未満の重度の障害者及び障害児で、市長が常時おむつの必要があると認定した者。
助成金額		要介護1～3 4,000円の引換券/月3,600円 要介護4～5 5,000円の引換券/月4,500円 ※引換券に記載された金額に100分の10を乗じて得た額を利用料として支払うもの。 要介護1～3 400円 要介護4～5 500円	・現年度住民税非課税世帯の者は補助基準額の9割に相当する額 ・現年度住民税非課税世帯以外の者は補助基準額の7割に相当する額 ※補助対象の利用額は月額上限8,000円。上限を超える部分は自己負担。	① 月額8,300円を超えない範囲 ② 支給数を別に定める	◎要介護度4・5の方、身体障害者1級・2級の方 【住民税課税世帯】 購入費の9割の額で、4,000円に在宅月数を乗じた額が上限(月額48,000円) 【住民税非課税世帯】 購入費の9割の額で、6,000円に在宅月数を乗じた額が上限(月額72,000円) ◎要介護度3の方 購入費の9割の額で、2,500円に在宅月数を乗じた額が上限(月額30,000円)	・紙おむつの支給に係る実費の9割に相当する額 ※紙おむつは1日当たり270円の範囲内の枚数を限度として毎月1月分を支給する。270円を超える部分は自己負担。	①月額7,500円を限度に2/3を助成する。 ※上限を超える部分は自己負担。 ②月額6,250円を限度に9割を助成する。 ※上限を超える部分は自己負担。	月額2,000円(上限)
支給方法		引換券で指定の薬局で直接購入のみ支給。 指定薬局(51業者)は、医薬品小売業商業組合高岡支部に加入。指定薬局は、引換券に記載された金額の枚数分を請求書に添付して、支部長に送付する。支部長はまとめて市に支払い月に請求する。市は、審査して支払い月(偶数月)の末日に指定口座に振込。 《引換券に添付の領収書・レシートで確認》	宅配と直接購入の2方式から選択。 《宅配》 宅配業者が対象品を自宅に届け、利用者は自己負担額のみ宅配業者に支払う。 《直接購入》 利用者は購入した分(1ヶ月毎)の領収書、レシート等と支給者証、印鑑を市役所に持参し、補助申請書を記入。後日、指定口座に振込。	委託業者が現物を届ける。	償還による支給 利用者は、申請書、明細書等とともに購入した介護用品の領収書(レシート可:原本)を添付して、年1回市役所に申請。 後日、指定口座に振込	納入業者が対象品を自宅に届け、利用者はその際に紙おむつの支給に係る実費の1割を業者に支払う	①②ともに、宅配業者が対象品を自宅に届け、利用者は自己負担額のみ宅配業者に支払う。	市が契約した事業者で利用できるおむつ券を、介護支援専門員を通じて支給。 事業所からの請求にあわせて支払い。
所用額(H29年度実績)		任意事業費・・・30,332,739円 うち、おむつ等助成額・・・8,492,020円	任意事業費・・・20,199,997円 うち、おむつ等助成額・・・14,586,239円	任意事業費・・・16,122,883円 うち、おむつ等助成額・・・3,225,662円	任意事業費・・・14,886,107円 うち、おむつ等助成額・・・3,507,095円 (同居) 一般会計分(介)・・・302,754円 (別居) 〃(障)・・・658,853円	任意事業費・・・9,764,000円 うち、おむつ等助成額・・・6,587,730円	任意事業費・・・10,322,430円 うち、おむつ等助成額・・・7,647,518円	任意事業費・・・9,138,919円 うち、おむつ等助成額・・・7,759,983円
変更・廃止・縮小の有無		有 平成30年度に市町村特別給付に移行済	無 (平成31年度も地域支援事業交付金を財源に実施予定)	未定(検討中)	無 (平成31年度も地域支援事業交付金を財源に実施予定)	無 (平成31年度も地域支援事業交付金を財源に実施予定)	無 (平成31年度も地域支援事業交付金を財源に実施予定)	無 (平成31年度も地域支援事業交付金を財源に実施予定)
廃止・縮小に向けての具体的な方策			介護用品支給事業は継続するものの、第7期計画期間中に市町村特別給付への移行と助成額縮小に向けて検討する。 ※具体的な数字等の検討には至っていません。	未定(検討中)	事業は継続するものの、第7期計画期間中に、財源を含め、検討する。	介護用品支給事業は継続するものの、第7期計画期間中に市町村特別給付への移行と助成額縮小に向けて検討する。 ※具体的な数字等の検討には至っていません。	介護用品支給事業は継続するものの、第7期計画期間中に市町村特別給付への移行と助成額縮小に向けて検討する。 ※具体的な数字等の検討には至っていません。	介護用品支給事業は継続するものの、第7期計画に検討する。 ※具体的な数字等の検討には至っていません。
その他		<参考>在宅高齢者おむつ等支給H30年度予算額 21,602千円 ※一般会計(単身世帯対象)と特別会計(家族同居対象)を合わせて特別給付に移行。			原則、家族が介護している介護者へ経済的負担軽減の事業のため、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等に入居している場合は、支給していない。 また、対象としている介護用品は、紙おむつ、紙パットのみとしている。			

自治体名	南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町
家族介護支援事業としての介護用品の助成の有無	実施している	実施している	実施している	実施している	実施している	実施している	実施している
事業名	南砺市家族介護用品支給事業	射水市寝たきり高齢者等おむつ支給事業	舟橋村在宅要介護者等おむつ給付事業	上市町在宅要介護者等おむつ給付事業	立山町おむつ等支給事業	入善町紙おむつ支給事業	朝日町家族介護用品購入費助成事業
対象者	在宅で生活している者で ① 介護保険の要介護状態区分が要介護3以上に認定された者 ② 身体障害者程度区分1級又は2級に該当する肢体不自由の者 ③ 療育手帳の区分Aと認定された者	市内に居住し、次に掲げる要件のすべてに該当する者 ①在宅であり、要介護認定を受けていること ②おむつを常時使用していること ③障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB1以上、または、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上であること ④当該者と同一の世帯と認められるすべての世帯員の前年分の合計所得金額が1,000万円未満であること	舟橋村に住所を有する者で ①介護保険の要介護状態区分が要介護1以上に認定された者 ②1級及び2級の身体障害者手帳を所持する者	在宅で生活している者で ① 介護保険の要介護状態区分が要介護3以上に認定された者 ② 1級及び2級の身体障害者手帳を所持する者(3歳以上、肢体不自由)	町内に住所を有し、常時おむつを必要としている在宅者であって、 ① 介護保険の要介護状態区分が要介護3以上に認定された者 ② 身体障害者手帳を所持し、下肢又は体幹1級である者	町内に住所を有する在宅の者で次のいずれかに該当する常時おむつの使用が必要な者 ① 介護保険の要介護状態区分が要介護3以上に認定された者 ② 肢体不自由で1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた者 ③ 療育手帳Aの交付を受けた者 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者	常時おむつを必要とする者で、朝日町に住所を有する在宅の ①寝たきり高齢者(要介護認定における日常生活自立度の寝たきり度がB以上の者で、65歳以上の者) ②認知症高齢者(要介護認定における日常生活自立度の認知度がⅡb以上の者で、65歳以上の者) ③身体障害者手帳の1級又は2級を有する者、もしくは療育手帳のAを有する者
助成金額	・1か月当たり2,500円の介護用品利用券 ただし、要介護4又は5に認定された当該年度市民税非課税世帯の者は1か月当たり5,000円の介護用品利用券	市民税非課税世帯・・・月7,200円の購入金額を限度に、購入金額を助成 市民税課税世帯・・・月7,200円の購入金額を限度に、購入金額の3分の2を市が助成(3分の1は自己負担)	年額24,000円を上限とする	月額上限2,500円	・要介護4・5は月額上限4,000円 ・要介護3、身体障害者手帳1種1級下肢・体幹は月額上限2,000円 ※要介護認定の有効期間の満了する日又は年度の末日のいずれか早い日の属する月まで交付する。	・住民税非課税世帯の者・・・年額76,000円(給付券76枚)上限 ・要介護3の人、または住民税非課税世帯以外の者・・・年額40,000円(給付券40枚)上限 (年度途中で交付を受ける者は月割によって計算した枚数)	年額30,000円(上限)
支給方法	登録事業所において、介護用品と引換える。	おむつ支給券(月1枚使用可能)	≪直接購入≫償還払い方式 購入した分の領収書(又はレシート)、印鑑を役場に持参し、補助申請書を記入。後日指定口座に振込。	1ヶ月あたり2,500円(500円×5枚)の購入助成券を交付。 年度内に介護認定の有効期限がある場合は、有効期限月までの月数分を交付。(更新後に改めて申請可能)	対象者には、1枚1,000円のおむつ購入助成券を月額上限金額×期間分交付する。 (利用方法) 町が契約している助成券利用可能店舗でおむつ購入時に助成券に加えて不足する金額を添えて支払う。(利用可能店舗は直接販売店と宅配業者あり。)	町が指定した店舗で使える給付券(1枚1,000円分:自己負担100円含)を交付。 紙おむつ等を1,000円以上購入するとき、1枚使用できる。 精算時に給付券、自己負担額及び超過分の現金を支払う。	10月(上半期分)と4月(下半期分)に支給。 9月と3月に認定者へ申請の案内を送付し、認定者は半年間で購入した分の領収書又はレシートを申請書に添付し、役場へ提出。後日、指定口座へ振込。
所用額(H29年度実績)	任意事業費・・・・・・27,515,171円 うち、おむつ等助成額 9,071,222円	任意事業費・・・・・・ 31,269,688円 うち、おむつ等助成額19,136,143円	任意事業費・・・・・・ 551,000円 うち、おむつ等助成額・・・ 400,000円	任意事業費・・・・・・5,361,879円 うち、おむつ等助成額・・・2,150,500円	任意事業費・・・・・・ 5,697,000円 うち、おむつ等助成額・・・ 5,688,000円	任意事業費・・・・・・4,640,642円 うち、おむつ等助成額・・・ 3,268,458円	任意事業費・・・・・・4,786,990円 うち、おむつ等助成額・・・ 817,090円
変更・廃止・縮小の有無	無 (平成31年度も地域支援事業交付金を財源に実施予定)	有 (平成31年度より対象者要件を縮小予定)	無 (平成31年度も地域支援事業交付金を財源に実施予定)	無 (平成31年度も地域支援事業交付金を財源に実施予定)	無 (平成31年度も地域支援事業交付金を財源に実施予定)	無 (平成31年度も地域支援事業交付金を財源に実施予定)	無 (平成31年度も地域支援事業交付金を財源に実施予定)
廃止・縮小に向けての具体的な方策	介護用品支給事業は継続するものの、対象要件見直し等縮小に向け検討する。 ※具体的な数字等の検討には至っていません。	対象者要件を縮小した上で、助成額の段階的縮小を検討していく。	第7期計画期間中に市町村特別給付への移行と助成額縮小に向けて検討する。	要介護度や認定期間に合わせた支給管理を行うことで、介護用品支給事業を継続していくが、第7期計画期間中に市町村特別給付への移行と助成額縮小に向けて検討する。 ※具体的な数字等の検討には至っていない。	介護用品支給事業は継続予定であるが、第7期計画期間中に町一般財源事業への移行や対象者の選定方法・所得に応じた助成額の見直しなど縮小に向けて検討する。 ※具体的な基準の検討には至っていません。	介護用品支給事業は継続予定。具体的な廃止・縮小については検討中。	介護用品支給事業は継続するものの、第7期計画期間中に市町村特別給付への移行と助成額縮小に向けて検討する。 ※具体的な数字等の検討には至っていません。
その他				可能でしたら、取りまとめた調査結果をご恵与いただきたくお願いいたします。			